証券コード　4487
2022年３月14日

株　主　各　位

東京都渋谷区神宮前六丁目25番14号
株式会社スペースマーケット
代表取締役
社　　長　重　松　大　輔

第８回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第８回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、簡素化した形式で開催させていただきます。ご来場いただいても席数の都合上ご入場いただけない可能性もございますので、株主総会会場への当日のご来場はお控えいただき、書面による議決権行使をお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年３月28日（月曜日）午後５時までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　　時**　2022年３月29日（火曜日）午前10時（受付開始　午前９時30分）

2. **場　　所**　東京都千代田区神田佐久間町一丁目８番４号
ニュー千代田ビル５階　アイデアの城「アリス」
（会場変更がございます。前年とは異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申しあげます。）
※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

3. **目的事項**

報告事項

１．第８期（2021年１月１日から2021年12月31日まで）事業報告および連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第８期（2021年１月１日から2021年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の具体的な内容決定の件

第４号議案　監査等委員である取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の具体的な内容決定の件

以　上

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://spacemarket.co.jp/ir）に掲載させて頂きます。
◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://spacemarket.co.jp/ir）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
◎本定時株主総会の決議結果は、書面による決議通知のご送付に代えて、本定時株主総会終了後、上記当社ウェブサイトに掲載させて頂きます。

（添 付 書 類）

事　業　報　告

（2021年１月１日から
2021年12月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化し個人消費や企業活動が制限され、新型コロナウイルス感染症ワクチンの普及により景気回復の兆しが見られたものの、新たな変異株の感染再拡大などによって、依然として多くの産業において厳しい経済環境が続き、先行きの不透明な状況が続きました。

当社グループの事業領域であるシェアリングエコノミー領域においては、当社グループの代表取締役社長が代表理事を務める一般社団法人シェアリングエコノミー協会と株式会社情報通信総合研究所が共同で発表した調査（※１）において、2021年度のシェアリングエコノミー経済規模が前年に続き２兆円を超えても順調に成長し続けていることや、2030年度には14兆円と約７倍の予測になることが分かりました。また、PwCコンサルティング合同会社が公表した「国内シェアリングエコノミーに関する意識調査2021」（※２）では、シェアリングエコノミーのいずれかのサービスを知っている人の割合は49.9％となり、そのうち、当社の事業領域である「場所・空間」のサービスを知っている人の割合は63.2％と、シェアリングエコノミーの領域で「場所・空間」のサービスの認知度は、引き続き高い割合を維持している状況です。

※１ 2022年１月18日「シェアリングエコノミー関連調査2021年度調査結果」
※２ 2021年９月「国内シェアリングエコノミーに関する意識調査2021」

このような状況の中で、当社グループにおいては、「チャレンジを生み出し、世の中を面白くする」というビジョンのもと、「スペースシェアをあたりまえに」というミッションを掲げており、当社のプラットフォーム「スペースマーケット」を運営してまいりました。

当社は、中期目標として、全社総取扱高の成長を掲げ、スペースシェア利用の新たな可能性を引き出すために、株式会社TBSテレビと連携し、ドラマ『逃げるは恥だが役に立つ』の舞台を再現したコラボスペースのレンタル予約を開始しました。これは、当社の運営する「スペースマーケット」と同社の保有するIP（知的財産権）を掛け合わせることで遊休スペースの新たな価値の創造の一つの好事例

となりました。また、出社率が下がった時間帯の遊休スペースの貸し出しを実現するオフィスへ移転し、身近な遊休スペースの活用方法を提案しました。2021年夏には、シェアスペースの設計企画・運営や運営代行等を営む株式会社スペースモールをグループ会社として迎えることで、従来の「スペースマーケット」の運営に加え、スペース運営のサービスを提供する体制を実現するなどのスペースシェアをより実現しやすくするための取り組みを行いました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は1,228,318千円、営業利益は59,584千円、経常利益は65,772千円、親会社株主に帰属する当期純利益は38,614千円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は118,992千円であります。有形固定資産の投資額は80,592千円であり、その主な内容は、本社移転に伴う内装等設備等です。無形固定資産の投資額は38,400千円であり、主にスペースマーケットのサービス拡充によるものです。なお、当連結会計年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

a. シェアによって利用されるスペースの増加

当社グループはこれまで、様々な用途で快適に利用ができる良質なスペースが増加することで、事業の成長を実現してまいりました。

スペース領域におけるシェアリングエコノミーは依然として成長の途上と認識しており、今後も継続して、当社プラットフォームで利用される良質なスペースを増加させることに取り組んでまいります。

b. 継続したサービスの改善・運営の効率化

当社グループは、シェアリングエコノミーという比較的新しい領域でサービスの提供を行っております。このため、利用者にとっての利便性を高めるため、継続したサービスの改善に努め、また、効率的な運営体制・オペレーションの構築に取り組んでまいります。

c. 様々な事業者との協働によるスペースシェアの普及

当社グループは、場所に対してシェアという新しい考え方を提起し、これまでサービス提供を行ってまいりました。これまでに多くの方々にサービスを利用いただいておりますが、スペースのシェアをより価値のあるものとして提供し、スペースシェアをさらに多くの人に利用いただくため、また、社会に対して価値を提供し、課題を解決すべく、不動産事業者様やスペースシェアの領域においてソリューションを提供する様々な事業者様と協働し、スペースシェアの価値向上と普及に取り組んでまいります。

d. システムの安定性・サービスの安全性・健全性強化

当社グループは、インターネットを介したサービスを展開していることから、サービス提供に係るシステム稼働の安定性を確保することが経営上重要な課題であると認識しております。そのため、突発的なアクセス増加にも耐えられるようなサーバー設備の強化や、そのための人員確保、教育・研修などを継続的に行ってまいります。当社サービスはサービスの安全性・健全性強化の一環として、内閣官房IT総合戦略室が主宰したシェアリングエコノミー検討会議が策定した「シェアリングエコノミー・モデルガイドライン」に準拠した、一般社団法人シェアリングエコノミー協会による「シェアリングエコノミー認証制度」に賛同し、第１号認証を受けております。

e. テクノロジーを最大限に活用したサービスの成長

当社グループは、テクノロジーを最大限に活用し、サービス運営の効率化、データの蓄積・分析、AI・ディープラーニング等の新しい技術の活用、という観点を中心にサービスの成長に取り組んでまいります。

f. 情報管理体制の強化

当社グループは、ゲスト・ホストの個人情報を多く預かっており、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。現在、個人情報保護方針及び社内規程に基づき管理を徹底しておりますが、2019年９月にはISMS認証を取得し、今後も、社内教育・研修の実施やシステムの整備等を継続して行ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	2018年度 第５期	2019年度 第６期	2020年度 第７期	2021年度 第８期(注) (当連結会計年度)
売上高	―	―	―	1,228,318 千円
経常利益	―	―	―	65,772 千円
親会社株主に帰属する当期純利益	―	―	―	38,614 千円
１株当たり当期純利益	―	―	―	3.27 円
総資産	―	―	―	1,699,097 千円
純資産	―	―	―	800,714 千円
１株当たり純資産額	―	―	―	67.32 円

（注）当社では、第８期より連結計算書類を作成しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	2018年度 第５期	2019年度 第６期	2020年度 第７期	2021年度 第８期 (当事業年度)
売上高	578,247 千円	873,897 千円	804,633 千円	1,165,139 千円
経常利益又は経常損失	△271,923 千円	32,023 千円	△125,589 千円	59,891 千円
当期純利益又は当期純損失	△274,213 千円	45,823 千円	△147,028 千円	43,158 千円
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期損失	△28.70 円	4.28 円	△12.87 円	3.65 円
総資産	1,083,453 千円	1,418,947 千円	1,354,859 千円	1,648,072 千円
純資産	551,835 千円	879,914 千円	748,415 千円	805,258 千円
１株当たり純資産額	△63.44 円	78.45 円	63.90 円	67.71 円

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社スペースモール	1,000千円	100%	スペースの企画・運営 スペースの運営代行等

(7) 主要な事業内容（2021年12月31日現在）

事　　業	内　　容
スペースマーケット事業	スペース（場所）の貸し借りができるプラットフォーム「SPACEMARKET（スペースマーケット）」のwebサイト・アプリ運営

(8) 主要な営業所および工場（2021年12月31日現在）

① 当社

名　　称	所 在 地
本社	東京都渋谷区神宮前六丁目25番14号

② 子会社

名　　称	所 在 地
株式会社スペースモール	東京都江東区

(9) 従業員の状況（2021年12月31日現在）

① 企業集団の従業員数

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
69 名	－

(注) 1．従業員数には、臨時従業員８名は含まれておりません。
2．当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

② 当社の従業員数

従 業 員 数	前期末比増減
67 名	1 名増

(注) 1．従業員数には、臨時従業員５名は含まれておりません。

(10) 主要な借入先（2021年12月31日現在）

借　　入　　先	借　　入　　額
西武信用金庫	42,150 千円
株式会社千葉銀行	23,200

2. 会社の株式に関する事項（2021年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　　42,775,200株

(2) 発行済株式の総数　　11,841,100株

(3) 株主数　　2,727名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
重松　大輔（※１）	3,050,500株	25.8%
株式会社ダブルパインズ（※２）	1,500,000	12.7
BIG１号投資事業有限責任組合	1,129,800	9.5
CA Startups Internet Fund ２号投資事業有限責任組合	693,900	5.9
株式会社日本カストディ銀行（証券投資信託口）	638,700	5.4
鈴木　真一郎	551,600	4.7
株式会社マイナビ	335,700	2.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	332,000	2.8
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	303,000	2.6
株式会社SBI証券	271,100	2.3

（注）１．「株主名」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。
※１　特別利害関係者等（当社の代表取締役）
※２　特別利害関係者等（当社代表取締役の資産管理会社）
２．持株比率は、自己株式（110株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

		第４回新株予約権	
発行決議日		2018年12月27日	
新株予約権の数		339個	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式　101,700株	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引き換えに払込は要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		585円	
権利行使期間		自　2020年12月27日 至　2028年12月26日	
行使の条件		別記１	
役員の保有状況	区分	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	取締役（監査等委員）
	新株予約権の数	37個	2個
	新株予約権の目的となる株式の数	11,100株	600株
	保有者数	１人	１人

（注）2019年10月１日付で普通株式１株につき300株の株式分割を実施しております。これにより、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額並びに新株予約権の目的となる株式の種類および数は調整後の内容となっております。

（別記１）

ⅰ 本新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの株式公開市場に上場（以下「株式公開」という。）することを条件とする。

ⅱ 本新株予約権の権利行使以前に、当社、当社の子会社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という。）のいずれかの地位を有していた本新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役等のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他本新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社の取締役会が認めた場合は、この限りでない。

ⅲ 本新株予約権の権利行使以前に、当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、その後に当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了又は定年退職の場合を除く。）、当社は、取締役会において当該本新株予約権者が有する本新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決議をする

ことができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第２８７条の定めに基づき消滅するものとする。

iv 本新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから５年間を経過しない者、暴力団準構成員その他これらに準ずる者（以下「反社会勢力等」という。）に該当し、又は、反社会勢力等と社会的に非難される関係を有することが判明した場合、本新株予約権の行使を認めないものとする。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第２８７条の定めに基づき消滅するものとする。

v 本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、本新株予約権は、割当てられた本新株予約権個数の整数倍の単位で行使するものとする。

vi 本新株予約権者は、以下の区分に従って、本新株予約権を行使することを条件とする。ただし、行使可能な本新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

a 株式公開の日と本新株予約権を行使することができる期間の初日のいずれか遅い日（以下「権利行使開始日」という。）から起算して１年間は、割り当てられた本新株予約権の３分の２を上限として権利行使することができる。

b 権利行使開始日から起算して１年が経過した日以降は、割り当てられた本新株予約権の全てについて権利行使することができる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

		第６回新株予約権	
発行決議日		2021年８月６日	
新株予約権の数		340個	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式　34,000株	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引き換えに払込は要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		653円	
権利行使期間		自　2023年８月７日 至　2031年８月６日	
行使の条件		別記１	
使用人等への交付状況	区分	当社使用人	子会社の役員及び使用人
	新株予約権の数	０個	340個
	新株予約権の目的となる株式の数	０株	34,000株
	交付者数	０人	２人

（別記１）

① 本新株予約権の権利行使以前に、当社、当社の子会社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という。）のいずれかの地位を有していた本新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役等のいずれかの地位を有することを要する。ただし、本新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社の取締役会が認めた場合は、この限りでない。

② 本新株予約権の権利行使以前に、当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、その後に当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該本新株予約権者が有する本新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

③ 当社は、本新株予約権者が、株式会社スペースモールの M&A に関連して当社に損害、費用もしくは損失を与えた場合、又は、同社のM&Aに関する株式譲渡契約における表明保証に違反した場合、本新株予約権の行使を認めないことができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに

基づき消滅するものとする。

④ 本新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから５年間を経過しない者、暴力団準構成員その他これらに準ずる者（以下「反社会勢力等」という。）に該当し、又は、反社会勢力等と社会的に非難される関係を有することが判明した場合、本新株予約権の行使を認めないものとする。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

⑤ 本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、本新株予約権は、割当てられた本新株予約権個数の整数倍の単位で行使するものとする。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

① 当社の企業価値の増大を図ることを目的として、将来の当社の役員及び従業員向けのインセンティブ・プランとして税理士壺内靖二郎氏を受託者として「時価発行新株予約権信託」を設定しており、当社は本信託に基づき、壺内靖二郎氏に対して、第３回新株予約権を発行しております。2020年６月20日時点で当社役員及び従業員等53名に対し交付されており、壺内靖二郎氏との信託契約は終了しております。

		第３回新株予約権	
発行決議日		2017年10月６日	
新株予約権の数		712個	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式　213,600株	
新株予約権の払込金額		１個当たり100円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		34円	
権利行使期間		自　2019年10月10日 至　2027年10月９日	
行使の条件		別記１	
役員の保有状況	区分	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	取締役（監査等委員）
	新株予約権の数	53個	０個
	新株予約権の目的となる株式の数	15,900株	０株
	保有者数	１人	０人

（注）2019年10月１日付で普通株式１株につき300株の株式分割を実施しております。これにより、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額並びに新株予約権の目的となる株式の種類および数は調整後の内容となっております。

（別記１）

ⅰ 新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、新株予約権を行使することができず、かつ、要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下「新株予約権者」という。）のみが新株予約権を行使できることとする。

ⅱ 新株予約権者は、新株予約権の目的である当社普通株式が国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合または当社取締役会が認めた場合に限り本新株予約権を行使することができる。

iii 新株予約権者は、当社の筆頭株主がその保有する当社普通株式の全部または一部を第三者に対して売却する場合（当社普通株式について、日本国内の金融商品取引所において上場されることに伴い又は上場された後に売却される場合を除く。）、若しくは合併その他の組織再編により当社の筆頭株主がその保有する当社普通株式の全部又は一部と引き換えに他の財産等の交付を受ける場合にのみ新株予約権を行使することができる。

iv 新株予約権者は、新株予約権の割当日後の下記ｅに定める期間において、次のａからｄに掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての新株予約権を行使することができないものとする。

ａ 判定価格（下記ｅに定義する。以下同じ。）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第３項・同第200条第２項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。

ｂ 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、判定価格を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

ｃ 新株予約権の目的である当社普通株式が国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、判定価格を下回る価格となったとき

ｄ 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、DCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が判定を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の代表取締役（当社に取締役会が設置された場合には取締役会）が株式評価機関と協議の上本項への該当を判断するものとする。

ｅ 上記ａ乃至ｄにおける「判定価格」を以下のとおり定義する。

(a) 割当日から２年間：行使価額

(b) 割当日から２年後以降満期まで：行使価額に200％を乗じた価格

v 新株予約権者は、新株予約権を行使する時まで継続して、当社または当社関係会社（以下「当社等」という。）の取締役、監査役、従業員（当社等に３カ月以上在籍をしている者に限る。）または当社等と契約関係にある業務委託先（当社等と１年以上継続した契約関係にある者に限る。）であることを要する。ただし、任務満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

vi 新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

vii 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

viii 各新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

② 当社の企業価値の増大を図ることを目的として、将来の当社の役員及び従業員向けのインセンティブ・プランとしてコタエル信託株式会社を受託者として「時価発行新株予約権信託」を設定しており、当社は本信託に基づき、コタエル信託株式会社に対して、第５回新株予約権を発行しております。

	第５回新株予約権
発行決議日	2021年８月６日
新株予約権の数	1,756個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式　175,600株
新株予約権の払込金額	１個当たり200円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	653円
権利行使期間	自　2024年４月１日 至　2031年８月30日
行使の条件	別記１

（別記１）

① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2023年12月期から 2025年12月期のいずれかの事業年度において、有価証券報告書に記載された株式会社スペースマーケット単体の損益計算書における売上総利益の額が1,260百万円を超過し、かつ調整後EBITDA（営業損益の額に減価償却費、のれん償却額及び株式報酬費用を加算した額）が260百万円を超過した場合に本新株予約権を行使することができる。なお、売上総利益及び調整後EBITDAの判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社もしくは関連会社の取締役、監査役もしくは従業員または顧問もしくは業務委託先であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2021年12月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役	重　松　大　輔	社長 ㈱ダブルパインズ 代表取締役 (一社)シェアリングエコノミー協会 代表理事
取締役	徳　光　悠　太	執行役員CFO 徳光悠太公認会計士事務所 代表 エム・デー・ビー㈱社外監査役
取締役	須　田　将　啓	㈱エニグモ 代表取締役最高経営責任者
取締役	寺　田　修　輔	㈱ミダスキャピタル取締役パートナー スプリームシステム㈱取締役 ㈱ARETECO HOLDINGS監査役 ㈱WAKUWAKU社外取締役
取締役 （監査等委員）	石　原　遥　平	弁護士法人淀屋橋山上合同パートナー ㈱RECEPTIONIST社外監査役 dely㈱社外監査役
取締役 （監査等委員）	田　中　優　子 （戸籍名：小林優子）	㈱クラウドワークス取締役 ㈱サーバーワークス取締役（監査等委員） コデアル㈱監査役
取締役 （監査等委員）	松　本　一　範	㈱横浜DeNAベイスターズ常務取締役コーポレート本部長 ㈱横浜スタジアム専務取締役総務部長

（注）1. 取締役須田将啓、寺田修輔、田中優子および松本一範は、社外取締役であります。
2. 当社は、内部監査担当者が内部監査業務を担当することで監査等委員会の機能を支援することが十分可能であると判断されるため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 当社は、取締役須田将啓、寺田修輔、田中優子および松本一範を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役須田将啓、寺田修輔、石原遥平、田中優子および松本一範は当社と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訴費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役、当社社外取締役、当社監査等委員である取締役であり、すべての被保険者について、その保険料は全額を当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役（うち社外取締役）	23,760 (3,600)	23,760 (3,600)	－	－	4 (1)
監査等委員である取締役（うち社外取締役）	2,700 (1,800)	2,700 (1,800)	－	－	3 (2)
監査役（うち社外監査役）	2,160 (2,160)	2,160 (2,160)	－	－	3 (3)
合計（うち社外役員）	28,620 (7,560)	28,620 (7,560)	－	－	10 (6)

（注）1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2021年３月30日開催の定時株主総会において年額１億円以内（うち社外取締役分15百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は４名（うち社外取締役２名）です。

2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2021年３月30日開催の定時株主総会において年額２千万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は３名です。

3. 監査役の報酬限度額は、2019年９月30日開催の臨時株主総会において年額２千万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は３名です。

(5) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を社外取締役が出席する取締役会の決定により定めております。

その概要は以下のとおりであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬について、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、社外取締役が出席する取締役会において、各取締役に求められる職責、同業・同規模の他社との比較及び実績等を勘案し、各取締役の適正な報酬額を決定するものとしております。また、監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により決定するものとしております。

当社の現在の報酬体系は、固定報酬のみで、業績連動報酬等は導入しておりません。

当事業年度においては、2021年３月30日開催の第７回定時株主総会にて決議された報酬限度額の範囲内で、社外取締役が出席する取締役会において、各取締役に求められる職責等を考慮のうえ個人別の報酬額の具体的内容を決議しており、上記の決定方針に従って取締役会が決定していることから、その内容は上記の決定方針に沿うものであると判断しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 取締役 須 田 将 啓

ア．重要な兼職先と当社との関係

兼職先である会社と当社は、特段関係はありません。

イ．主要取引先等特定関係事業者との関係

特段関係はありません。

ウ．当事業年度における取締役会への出席状況および発言状況ならびに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度開催の取締役会には、14回中14回に出席し、議案審議等につき、経験豊富な経営者の観点から必要な発言を行っております。

② 取締役 寺 田 修 輔

ア．重要な兼職先と当社との関係

兼職先である会社と当社は、特段関係はありません。

イ．主要取引先等特定関係事業者との関係

特段関係はありません。

ウ．当事業年度における取締役会への出席状況および発言状況ならびに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役就任後開催の取締役会には、11回中11回に出席し、議案審議等につき、経験豊富な経営者の観点から必要な発言を行っております。

③ 取締役（監査等委員） 田 中 優 子

ア．重要な兼職先と当社との関係
兼職先である会社と当社は、特段関係はありません。

イ．主要取引先等特定関係事業者との関係
特段関係はありません。

ウ．当事業年度における主な活動状況
(ア)取締役会への出席状況および発言状況ならびに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
当事業年度開催の取締役会には、14回中14回に出席し、議案審議等につき、適宜質問し、意見を述べております。

(イ)監査等委員会への出席状況および発言状況ならびに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
監査等委員会設置会社移行前に開催された監査役会３回のうち３回に出席、監査等委員会設置会社移行後に開催された監査等委員会９回のうち９回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

④　取締役（監査等委員）　松　本　一　範
ア．重要な兼職先と当社との関係
兼職先である会社と当社は、特段関係はありません。

イ．主要取引先等特定関係事業者との関係
特段関係はありません。

ウ．当事業年度における主な活動状況
(ア)取締役会への出席状況および発言状況ならびに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役就任後開催の取締役会には、11回中11回に出席し、議案審議等につき、適宜質問し、意見を述べております。

(イ)監査等委員会への出席状況および発言状況ならびに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
監査等委員会設置会社移行後に開催された監査等委員会９回のうち９回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

会計監査人が、会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は業務の適正を確保するための体制として、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を定め、この基本方針に則り、業務の適正を確保するための体制を整備、運用しています。

a 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。

(2) 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。

(3) 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行っている。

(4) 監査等委員会は、内部統制システムの整備と実施状況を含め、業務執行状況の調査を行い、独立した立場から取締役の職務執行の監査を行う。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び社内規程従い、適切に記録し、定められた期間保存する。また、その他関連規程は、必要に応じて適時見直し等の改善をする。

c 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月１回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。

(2) 取締役は、ＩＴを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報把握に努める。

d 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 代表取締役は、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持する。

(2) 万が一、コンプライアンスに関する事態が発生した場合は、コンプライアンス委員会を中心に、代表取締役、取締役会、監査等委員会、顧問弁護士に報告される体制を構築する。

(3) 取締役及び使用人がコンプライアンスの徹底を実践できるよう、コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図るとともに、法令・定款及び社会規範を遵守することを全社に周知・徹底する。

(4) 当社は、コンプライアンスの違反やその恐れがある場合に、業務上の報告経路の他、社内外に匿名で相談・申告できる相談・通報窓口を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。

e 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 代表取締役は、コーポレート部長をリスク管理の総括責任者として任命し、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各担当取締役及び各部長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。

(2) リスク管理を円滑にするために、社内の規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定める。

f 当社及びその子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社管理・報告体制

当社は、子会社が効率的にその経営目的を達成できるよう管理及び支援を行う。子会社の経営上の重要事項に関しては、子会社の事業内容・規模等を考慮の上、原則として、当社の事前承認を要する事項や当社への報告を要する事項を取り決める。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社の事業内容・規模等を考慮の上、リスクカテゴリー毎に当社グループ全体のリスクを管理する。また、管理体制の有効性につき定期的にレビューする。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、連結子会社を有する場合には連結ベースにて経営計画を策定し、当該経営計画の達成のため子会社の経営指導にあたるとともに、当社よりグループファイナンス等の機能の提供を通じた支援を実施する。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス体制の整備につき「コンプライアンス規程」を定め、当該事項の実施状況につき定期的なモニタリング・レビューを実施するとともに、必要に応じて子会社における教育・研修を実施し、グループ全体のコンプライアンスの徹底に努める。

また、必要に応じて、子会社の業務活動も内部監査担当者による内部監査の対象とする。

g 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 当社は、監査等委員会の職務を補助する使用人は配置していないが、取締役会は監査等委員会と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができる。

(2) 補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査等委員会に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。

h 取締役及び使用人等（当社グループに所属する者を含む）が監査等委員会に報告するための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 監査等委員である取締役は、取締役会以外にも経営会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受ける。

(2) 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査等委員会に報告する。

(3) 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、すみやかに、監査等委員会に報告する。

(4) 内部通報制度を整備するとともに、通報をしたことによる不利益な扱いを受けないことを「内部通報規程」に明記し、適切に運用するものとする。

i その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査等委員である取締役は、取締役会に出席し、意思の疎通及び意見交換を実施する。

(2) 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。

(3) 当社は、監査等委員がその職務執行につき費用の支出の請求をしたときは、当該請求に係る費用が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにその費用を支出する。

j 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保のため、代表取締役を筆頭として、財務報告の適正を確保するため、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。

k 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記「内部統制システムの構築に関する基本方針」に基づいて、体制整備とその運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

a 取締役会の職務執行

当事業年度において取締役会は14回開催され、取締役の出席の下、個別議案の決議及び報告だけでなく、重要な事業戦略や経営方針について議論を行っております。当社の取締役会は、社外取締役（監査等委員である取締役を含む）４名を含めた取締役（監査等委員である取締役を含む）７名で構成されておりますが、十分な審議時間を確保することで、社外取締役も含めた活発で実質的な審議が行われております。

b コンプライアンス及びリスク管理

当社は、「コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンス委員会を開催するとともに、インサイダー取引、セクハラ・パワハラ防止その他の法令遵守をテーマとした研修・情報発信を定期的に実施し、その周知徹底を図っております。

また、リスク事項又はコンプライアンス上問題のある行為を早期に発見することを目的として、「内部通報規程」を定めて運用しております。

c 内部監査の実施

当社は、内部監査担当者による定期的な内部監査を実施しており、当該結果については、代表取締役及び監査等委員会に報告され、後日、改善状況の確認を行っております。当社は、現在の組織規模を勘案し、独立した内部監査部門を設置しておらず、コーポレート部が所属部署以外の内部監査を担当する、いわゆる相互監査を実施しております。内部監査担当者は、監査等委員会及び会計監査人と定期的に意見交換を行い、監査上の問題点の有無や課題等について三者間で情報共有することで連携を図っております。

d 監査等委員の監査

監査等委員は監査等委員会で定めた監査計画に基づき、取締役会その他重要な会議への出席、重要書類の閲覧、取締役との面談及び従業員への質問等により、業務執行取締役の業務執行についての監査を実施しました。当事業年度において監査等委員会は９回開催され、監査等委員が相互に実施した監査の状況について情報共有したほか、内部監査担当者及び会計監査人との連携により監査の効率性と実効性の向上に努めております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主還元を適切に行っていくことが重要であると認識しており、剰余金の配当については、内部留保とのバランスを考慮して適切な配当の実施をしていくことを基本方針としております。しかしながら、現時点では事業も成長段階にあることから内部留保の充実が重要であると考え、配当を行っておらず、今後の配当実施の可能性及び実施時期については未定であります。

（注） 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
【流動資産】	1,359,271	【流動負債】	818,428
現金及び預金	571,508	買掛金	37,868
売掛金	42,486	１年内返済予定の長期借入金	37,596
未収入金	710,709	未払金	526,275
その他	34,624	未払消費税等	32,789
貸倒引当金	△57	未払法人税等	33,730
【固定資産】	339,826	預り金	112,599
有形固定資産	75,361	ポイント引当金	7,629
建物附属設備	70,259	その他	29,937
工具、器具及び備品	5,102	【固定負債】	79,954
無形固定資産	205,530	長期借入金	41,895
ソフトウェア	62,779	その他	38,059
のれん	140,430	負債合計	898,382
その他	2,320	(純資産の部)	
投資その他の資産	58,933	【株主資本】	797,158
投資有価証券	5,100	資本金	254,126
その他	53,833	資本剰余金	605,716
		利益剰余金	△62,590
		自己株式	△94
		【新株予約権】	3,556
		純資産合計	800,714
資産合計	1,699,097	負債・純資産合計	1,699,097

連結損益計算書

（2021年１月１日から
2021年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		1,228,318
売上原価		341,210
売上総利益		887,107
販売費及び一般管理費		827,523
営業利益		59,584
営業外収益		
受取利息	7	
補助金収入	6,120	
その他	739	6,867
営業外費用		
支払利息	328	
雑損失	301	
その他	49	678
経常利益		65,772
税金等調整前当期純利益		65,772
法人税、住民税及び事業税	27,157	27,157
当期純利益		38,614
親会社株主に帰属する当期純利益		38,614

貸　借　対　照　表

（2021年12月31日現在）

（単位：千円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
（資　産　の　部）		（負　債　の　部）	
【流動資産】	1,280,592	【流動負債】	776,912
現金及び預金	512,706	買掛金	38,268
売掛金	41,271	１年内返済予定の長期借入金	35,448
仕掛品	116	未払金	504,048
前払費用	28,540	未払費用	28,325
未収入金	697,189	未払消費税等	29,680
その他	825	未払法人税等	23,306
貸倒引当金	△57	預り金	110,205
【固定資産】	367,480	ポイント引当金	7,629
有形固定資産	67,249	【固定負債】	65,902
建物附属設備	62,750	長期借入金	29,902
工具、器具及び備品	4,499	その他	36,000
無形固定資産	65,100	負　債　合　計	842,814
ソフトウェア	62,779	（純 資 産 の 部）	
その他	2,320	【株主資本】	801,701
投資その他の資産	235,129	資本金	254,126
投資有価証券	5,100	資本剰余金	605,716
関係会社株式	180,330	資本準備金	154,126
出資金	100	その他資本剰余金	451,590
長期前払費用	4,620	利益剰余金	△58,046
敷金及び保証金	44,979	その他利益剰余金	△58,046
		繰越利益剰余金	△50,046
		自己株式	△94
		【新株予約権】	3,556
		純　資　産　合　計	805,258
資　産　合　計	1,648,072	負債・純資産合計	1,648,072

損　益　計　算　書

（2021年１月１日から
2021年12月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金	額
売上高		1,165,139
売上原価		331,648
売上総利益		833,491
販売費及び一般管理費		779,109
営業利益		54,381
営業外収益		
受取利息	7	
補助金収入	6,120	
その他	26	6,154
営業外費用		
支払利息	294	
雑損失	301	
その他	49	645
経常利益		59,891
税引前当期純利益		59,891
法人税、住民税及び事業税	16,733	16,733
当期純利益		43,158

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

２０２２年２月21日

株式会社スペースマーケット
　取締役会　御中

ＥＹ新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　板　谷　秀　穂

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　井　上　裕　人

監査意見

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社スペースマーケットの２０２１年１月１日から２０２１年１２月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スペースマーケット及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

２０２２年２月21日

株式会社スペースマーケット
　取締役会　御中

ＥＹ新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　板　谷　秀　穂

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　井　上　裕　人

監査意見
　当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社スペースマーケットの２０２１年１月１日から２０２１年１２月３１日までの第８期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2021年１月１日から2021年12月31日までの第８期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査担当者その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の代表取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、並びに、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

2022年２月28日

株式会社スペースマーケット　監査等委員会

監査等委員　石　原　遥　平　㊞

監査等委員　田　中　優　子　㊞

（戸籍名：小　林　優　子）

監査等委員　松　本　一　範　㊞

（注）1. 監査等委員田中優子及び松本一範は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

2. 当社は、2021年３月30日開催の第７期定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行したため、2021年１月１日から上記株主総会終結までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されます。これに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定及び書面交付請求をした株主様に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、経過措置が不要となった条文を削除し、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
第３章　　株主総会 （株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第１４条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 （新設）	第３章　　株主総会 （削除） <

現行定款	変更案
第７章　　附　　則 （本店の所在地変更の効力発生日） 第３７条　第３条（本店の所在地）の変更は、２０２１年５月末日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって、その効力を生ずるものとする。なお、本附則は、効力発生日経過後、削除する。	第７章　　附　　則 （削除）
（新設）	（附則） 第３７条　変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第７０号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定の施行日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 ２　前項の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条はなお効力を有する。 ３　本条は、施行日から６か月を経過した日または前項の株主総会から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第２号議案　　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

本株主総会の終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除き、社外取締役２名を含む。以下、本議案において同じ。）全員が任期満了となります。

つきましては、取締役４名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	重松 大輔（しげまつ だいすけ） （1976年１月27日生）	2000年４月　東日本電信電話株式会社 入社 2006年１月　株式会社フォトクリエイト 入社 2014年１月　当社 設立・代表取締役社長就任（現任） 2015年９月　株式会社ダブルパインズ 代表取締役就任（現任） 2016年１月　一般社団法人シェアリングエコノミー協会 代表理事就任（現任）	3,050,500株
2	徳光 悠太（とくみつ ゆうた） （1988年５月13日生）	2010年２月　新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）　入所 2012年７月　SCS国際会計事務所 入所 2014年８月　株式会社ディー・エヌ・エー 入社 2016年８月　徳光悠太公認会計士事務所開業（現任） 2017年９月　エム・デー・ビー株式会社 社外監査役就任（現任） 2017年12月　株式会社Kids Smile Project 社外取締役就任 2018年３月　当社 監査役就任 2018年４月　株式会社Kids Smile Holdings 社外取締役就任 2021年３月　当社 取締役就任（現任）	3,000株
3	須田 将啓（すだ しょうけい） （1974年４月30日生）	2000年４月　株式会社博報堂 入社 2004年２月　株式会社エニグモ 設立・同社代表取締役就任 2005年４月　同社 代表取締役共同最高経営責任者就任 2013年４月　同社 代表取締役最高経営責任者就任（現任） 2020年３月　当社 社外取締役就任（現任）	０株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	寺田 修輔（てらだ しゅうすけ） （1986年12月14日生）	2009年４月 シティグループ証券株式会社 入社 2013年１月 同社 バイスプレジデント就任 2016年１月 同社 ディレクター就任 2016年３月 株式会社じげん 入社 2017年５月 同社 CFO（最高財務責任者）就任 2018年６月 同社 取締役執行役員CFO就任 2020年６月 同社 取締役（非常勤）就任 2020年７月 株式会社ミダスキャピタル取締役パートナー就任（現任） 2021年１月 株式会社ARETECO HOLDINGS監査役（非常勤）就任（現任） 2021年３月 当社 社外取締役就任（現任） 2021年10月 スプリームシステム株式会社取締役就任（現任） 2021年12月 株式会社WAKUWAKU社外取締役就任（現任）	０株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．須田将啓氏および寺田修輔氏は、社外取締役候補者であります。
３．社外取締役候補者として選任した理由及び期待される役割の概要
①須田将啓氏は、長年にわたりインターネット業界において代表取締役として会社経営に関与しており、客観的に当社の経営に適切な発言を行っていただけることが期待できるためです。
②寺田修輔氏は、財務、IR、経営企画、M&A等の分野における高度な専門知識と豊富な経験を有しており、客観的に当社の経営に適切な発言を行っていただけることが期待できるためです。
４．須田将啓氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって２年となります。
５．寺田修輔氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって１年となります。
６．当社は、須田将啓氏および寺田修輔氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合、両氏を引き続き独立役員とする予定です。
７．当社は、須田将啓氏および寺田修輔氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。須田将啓氏および寺田修輔氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。
８．当社は、会社法第430条の３第１項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結し、被保険者が負担することになる職務執行に関する責任、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の具体的な内容決定の件

１．提案の理由

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2021年３月30日開催の第７回定時株主総会において、年額１億円以内（うち社外取締役分15百万円以内）とご承認いただいておりますが、このたび当社では、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、また、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、会社法第361条の規定に基づき、これらの報酬枠とは別枠として、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額５千万円以内（うち社外取締役分８百万円以内）とするとともに、ストック・オプションの内容について、下記のとおりとすることについて、併せてご承認をお願いするものであります。

上記のストック・オプションの目的に加え、新株予約権に関する報酬等の額及び具体的内容は、当社における取締役の業務執行の状況、貢献度等諸般の事情を総合的に勘案して定めており、また、ストック・オプションの権利行使により発行される株式の発行済株式総数に占める割合は低く、希薄化率は軽微であることから、取締役の報酬等の内容は相当であると考えております。なお、当社の現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は４名（うち社外取締役２名）であり、第２号議案（取締役(監査等委員である取締役を除く。)４名選任の件）が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は４名（うち社外取締役２名）となります。本議案につきましては、監査等委員会にて検討がなされましたが、特段の意見はございませんでした。

２．当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストックオプションとしての新株予約権の内容

Ⅰ　本新株予約権の目的である株式の種類及び数又は算定方法

当社の普通株式98,600株を各事業年度に係る定時株主総会の日から１年以内における上限とする。ただし、第2項の定めにより本新株予約権１個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

Ⅱ　本新株予約権の数

発行する新株予約権の数は986個を各事業年度に係る定時株主総会の日から１年以内における上限とする。本新株予約権１個あたりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、本新株予約権１個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1)　当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその１個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる１株の100分の１未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第２項第１号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数 × 分割・併合の比率

(2)　当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権１個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

(3)　本項の定めに基づき本新株予約権１個あたりの目的たる株式数の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）に対して、その旨並びにその事由、調整後の株式数及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

Ⅲ　本新株予約権の払込金額

本新株予約権は無償で発行する。

Ⅳ　本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権１個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、当該本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、時価以上とし、新株予約権の募集事項の決定をする取締役会において定める。ただし、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

(1)　当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は無償割当てにより普通株式を発行する場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。「無償割当ての比率」とは、無償割当て後の発行済普通株式総数（自己株式を除く。）を無償割当て前の発行済普通株式総数（自己株式を除く。）

で除した数を意味する。調整後の行使価額の適用時期は、株式の分割及び併合については第２項第(1)号の調整後の株式数の適用時期に準じ、無償割当てについては効力発生日（割当てのための基準日がある場合はその日）の翌日以降適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

(2) 当社が、時価を下回る１株あたりの払込金額で株式の発行又は処分（株式無償割当てを除く。また、潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

なお、「潜在株式等」とは、取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味し、「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味する。

また、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を切り捨てる。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第１項第２号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新発行株式数} \times \text{１株あたり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

① 「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済株式総数（当社が保有するものを除く。）を意味するものとする（ただし、当該調整事由による株式の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される株式の数は算入しない。）。

② 当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

(3) 当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。

(4) 当社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で株式を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本項第(2)号に基づく調整は行われないものとする。

(5) 本項の定めに基づき行使価額の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく権利者に対して、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

Ⅴ 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の割当てに係る取締役会決議の日後２年を経過した日から本新株予約権の割当てに係る取締役会決議の日後10年を経過する日までの範囲内で、当社取締役会の定める期間とする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

Ⅵ 本新株予約権の行使の条件等

(1) 行使条件

① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について第７項各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社取締役会が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

② 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

(2) 相続

本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。ただし、権利者が死亡してから３ヶ月以内に、当社取締役会が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

Ⅶ 当社が本新株予約権を取得することができる事由

当社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。当社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

(1)　当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(2)　権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

①　当社又は当社の子会社（会社法第２条第３号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役

②　当社又は子会社の使用人

③　顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

(3)　次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

①　権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合

②　権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

③　権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合

④　権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

⑤　権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合

⑥　権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合

⑦　権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

⑧　権利者が本要項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合

(4)　権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

①　権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合

②　権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合

(5)　当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができる。この場合、会社法第273条第２項又は第274条第３項に基づく新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。ただし、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

Ⅷ　本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

Ⅸ　その他の新株予約権の内容

上記ⅠからⅧに記載のない新株予約権の内容については、新株予約権の募集事項の決定をする取締役会において定める。

第４号議案　監査等委員である取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の具体的な内容決定の件

１．提案の理由

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額は、2021年３月30日開催の第７回定時株主総会において、年額２千万円以内とご承認いただいておりますが、監査等委員の役割に照らし、客観的な立場から業務執行の妥当性を判断するという監督機能を適切に確保する観点から、株主の皆様との利害共有意識および当社の企業価値の増大に対する貢献意識を一層高めることを目的として、会社法第361条の規定に基づき、これらの報酬枠とは別枠として、監査等委員である取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額１千万円以内とするとともに、ストック・オプションの内容について、下記のとおりとすることについて、併せてご承認をお願いするものであります。

上記のストック・オプションの目的に加え、新株予約権に関する報酬等の額及び具体的内容は、当社における監査等委員である取締役の職責、貢献度等諸般の事情を総合的に勘案して定めており、また、ストック・オプションの権利行使により発行される株式の発行済株式総数に占める割合は低く、希薄化率は軽微であることから、監査等委員である取締役の報酬等の内容は相当であると考えております。なお、当社の現在の監査等委員である取締役は３名です。

２．当社の監査等委員である取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の内容

Ⅰ　本新株予約権の目的である株式の種類及び数又は算定方法

当社の普通株式19,800株を各事業年度に係る定時株主総会の日から１年以内における上限とする。ただし、第2項の定めにより本新株予約権１個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

Ⅱ　本新株予約権の数

発行する新株予約権の数は198個を各事業年度に係る定時株主総会の日から１年以内における上限とする。本新株予約権１個あたりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、本新株予約権１個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1)　当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその１個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる１株の100分の１未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、

株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第２項第１号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数 × 分割・併合の比率

(2)　当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権１個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

(3)　本項の定めに基づき本新株予約権１個あたりの目的たる株式数の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）に対して、その旨並びにその事由、調整後の株式数及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

Ⅲ　本新株予約権の払込金額

本新株予約権は無償で発行する。

Ⅳ　本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権１個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、当該本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、時価以上とし、新株予約権の募集事項の決定をする取締役会において定める。ただし、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

(1)　当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は無償割当てにより普通株式を発行する場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。「無償割当ての比率」とは、無償割当て後の発行済普通株式総数（自己株式を除く。）を無償割当て前の発行済普通株式総数（自己株式を除く。）で除した数を意味する。調整後の行使価額の適用時期は、株式の分割及び併合については第２項第(1)号の調整後の株式数の適用時期に準じ、無償割当てについては効力発生日（割当てのための基準日がある場合はその日）の翌日以降適用されるものとする。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{分割・併合・無償割当ての比率}$$

(2) 当社が、時価を下回る１株あたりの払込金額で株式の発行又は処分（株式無償割当てを除く。また、潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

なお、「潜在株式等」とは、取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味し、「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味する。

また、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を切り捨てる。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第１項第２号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\begin{array}{c}調整後\\行使価額\end{array} = \begin{array}{c}調整前\\行使価額\end{array} \times \frac{既発行株式数 + \dfrac{新発行株式数 \times １株あたり払込金額}{時価}}{既発行株式数 + 新発行株式数}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

① 「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済株式総数（当社が保有するものを除く。）を意味するものとする（ただし、当該調整事由による株式の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される株式の数は算入しない。）。

② 当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

(3) 当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。

(4) 当社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で株式を発行又は処分す

る場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本項第(2)号に基づく調整は行われないものとする。

(5) 本項の定めに基づき行使価額の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく権利者に対して、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

Ⅴ 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の割当てに係る取締役会決議の日後２年を経過した日から本新株予約権の割当てに係る取締役会決議の日後10年を経過する日までの範囲内で、当社取締役会の定める期間とする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

Ⅵ 本新株予約権の行使の条件等

(1) 行使条件

① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について第７項各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社取締役会が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

② 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

(2) 相続

本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。ただし、権利者が死亡してから３ヶ月以内に、当社取締役会が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

Ⅶ 当社が本新株予約権を取得することができる事由

当社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。当社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

(1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株

主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(2)　権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

①　当社又は当社の子会社（会社法第２条第３号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役

②　当社又は子会社の使用人

③　顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

(3)　次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

①　権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合

②　権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

③　権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合

④　権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

⑤　権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合

⑥　権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合

⑦　権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

⑧　権利者が本要項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合

(4)　権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

① 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合

② 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合

(5) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができる。この場合、会社法第273条第２項又は第274条第３項に基づく新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。ただし、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

Ⅷ 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

Ⅸ その他の新株予約権の内容

上記ⅠからⅧに記載のない新株予約権の内容については、新株予約権の募集事項の決定をする取締役会において定める。

【ご参考】

第３号議案及び第４号議案が原案どおり承認可決された場合に変更を予定している「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」の内容は以下のとおりです。

＜取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針＞

１．基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主価値と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とする事を基本方針とします。具体的には、取締役の報酬は、役割と責任に応じて定めた基本報酬及び非金銭報酬としての株式報酬で構成するものとします。

２．基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は金銭報酬とし、株主総会決議により承認された報酬限度額の範囲内で、各取締役に求められる職責、同業・同規模の他社との比較及び実績等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。なお、基本報酬は月例の固定報酬として支給します。

３．株式報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

株式報酬は、株主価値と連動した企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして、ストック・オプションとしての新株予約権を付与することができるものとします。株式報酬の内容、個人別の付与数及び付与時期は、株主総会決議により承認された内容、報酬限度額及び上限付与数の範囲内で、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、総合的に勘案して決定するものとします。

４．基本報酬及び株式報酬の取締役の個人別報酬等の額に対する割合決定に関する方針

基本報酬及び株式報酬の割合については、全体として、各職責を踏まえた適正水準でありかつ企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、株主総会決議により承認された報酬限度額の範囲内で決定します。

５．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

基本報酬及び株式報酬の決定については、社外取締役が出席する取締役会において決定するものとします。

以上

株主総会会場ご案内図

会　場　東京都千代田区神田佐久間町一丁目８番４号
ニュー千代田ビル５階
アイデアの城「アリス」

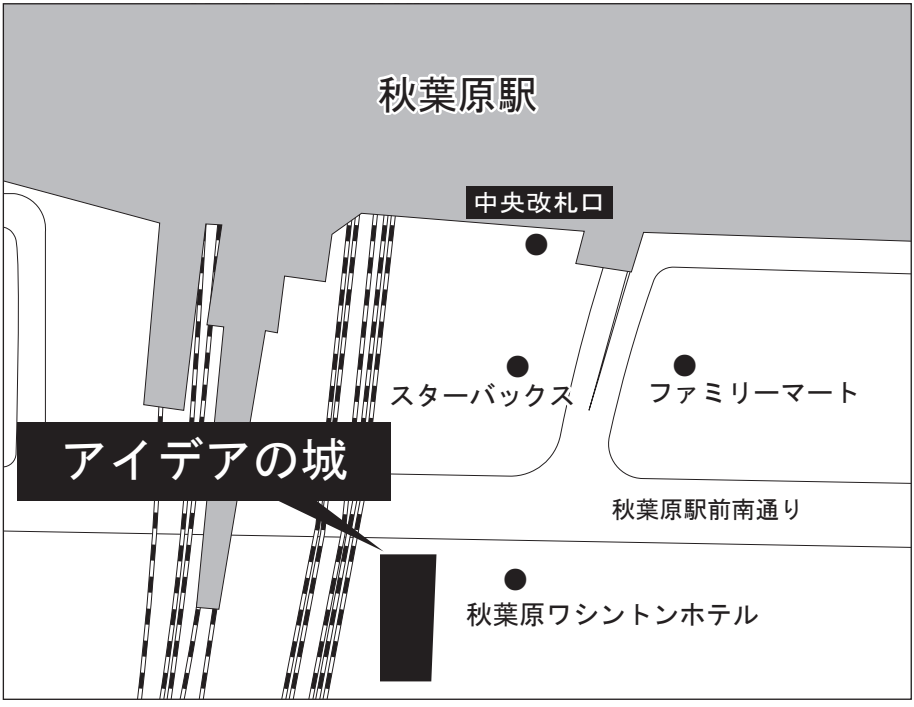

会場最寄駅

JR山手線	秋葉原駅 中央改札口 徒歩１分